

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例案 補足資料

【令和5年1月20日総務省説明資料より作成】

区民生活委員会資料
令和5年6月6日
区民生活部課税課

グリーン化特例の延長・見直し(案)

- グリーン化特例とは、低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減し(軽課)、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする(重課)制度。
- 環境性能割と併せて、より環境性能の良い普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長。
- これまでの累次の税制改正において、軽課の適用対象を電気自動車等に限定するとされてきたこと等を踏まえ、営業用乗用車について、その適用対象車を段階的に重点化する。

グリーン化特例・経年車重課の見直し(案)

取得期間(軽課): 令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年延長)

特例割合		適用対象車
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車
	50%軽減	2030年度基準90%達成(営業用乗用車のみ) →令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	25%軽減	2030年度基準70%達成(営業用乗用車のみ) →令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
重課	20%重課	ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)

※ 上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成を要求。

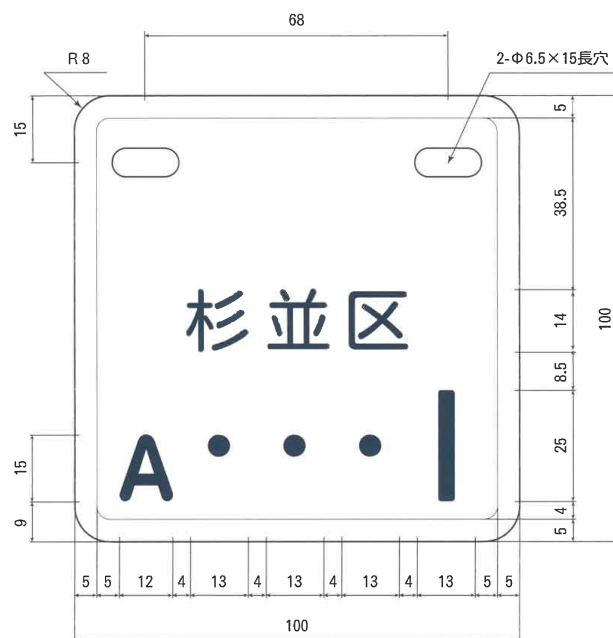
特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応(案)

- 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(国土交通省令第91号)において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)※に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

※ 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義。

特定小型原動機付自転車に係る課税標識について (留意事項)

- 特定小型原動機付自転車に取り付ける課税標識(いわゆるナンバープレート)については、走行時の安全性の観点から、事業者団体から小型化の要望が出されている。



単位:mm